

本件事故当時、福島市に居住していた申立人らが、精神的損害、生活費増加費用及び移動費用の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1, X2, X3（併せて以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1条 申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 自主的避難等対象者の本件事故発生から平成23年12月末までの精神的損害、生活費増加費用及び移動費用（中間指針追補（指針）I）①記載の損害）

第2条 被申立人は、申立人X1及びX2に対してそれぞれ8万円ずつを、X3に対して60万円（以上合計76万円）を支払う。

第3条 支払方法
（省略）

第4条 手続費用
本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名押印の上、申立人ら全員が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月24日

（仲介委員長 田中俊充、仲介委員 鈴木修司、同 大木健司）